

委託仕様書（案）

本委託仕様書は「AR を活用したメリケンパーク魅力向上業務」に適用するものとする。

1. 業務名称

AR を活用したメリケンパーク魅力向上業務

2. 業務内容

企画提案書で提案した AR コンテンツについて、設計・制作を行うものとする。

(1) 打合せ

打合せ協議は業務着手時、詳細設計着手前、詳細設計完了時の最低 3 回以上とし、それぞれ神戸市職員及び神戸観光局職員と行う。なお、業務遂行上、協議が必要と判断された場合は、随時打合せの場を設ける。

(2) 設計・制作

提案された AR コンテンツについて、以下の事項を踏まえた上で設計・制作を行う。

※留意事項

- ・掲載する案内や観光情報の内容については、神戸市の承諾を受けること。
- ・現地の状況を十分に把握し、利用者の安全対策を検討すること。
- ・目的の実現に必要なマーカーの貼り付けなど、既存の設置物に対する軽微な変更を行うことは神戸市と協議の上、可能である。また、現地のマーカー設置までを本業務期間内に行うこと。
- ・アプリについては、App Store や Google Play へのリリースまでを本業務期間中に行うこと。
- ・神戸市と協議の上、提案内容に一部変更が生じる可能性がある。また神戸市の承諾なく、提案内容の変更は認められない。

3. 委託期間

委託契約締結日の翌日から令和 3 年 9 月 30 日迄

4. 検査

設計成果は設計完了後直ちに神戸市及び神戸観光局に提出し、承諾を得ること。

業務完了後、神戸市の契約約款に定める手続を経て、神戸市の検査を受けること。本業務は神戸市による検査の合格をもって完了とする。ただし、納品後、成果品の記入事項に脱漏、不備又は錯誤が発見された場合、受託者は、責任をもって速やかに訂正すること。

5. 成果品

受託者は、下記のとおり、実施した事業に係る必要書類及び電子媒体一式（電子媒体については、神戸市が指定するファイル形式で提出すること。）を神戸市に提出すること。

なお、成果品の作成、編集等に当たっては、あらかじめ神戸市と協議の上、作成する必要があるが、図表フローチャート等を配置することにより一般的に見やすい構成となるよう努めること。

また、提出先は、一般財団法人神戸観光局港湾振興部事業課（神戸市中央区波止場町 2-2）とし、印刷物及び電子データを納品すること。

(1) 実施報告書

正本、副本 各 1 部

実施報告書の正本の電子データ（Microsoft 社の WORD 形式等で、後日に神戸市が加工可能な様式）を納めた電子媒体 1 部

(2) 広報のための素材データ（データ形式は神戸市と協議のこと）

(3) システム構成図（様式自由）

6. 著作権について

- (1) この契約の成果物の著作権は、受託者に帰属する。ただし、受託者は発注者に対して著作者人格権を行使しないものとする。
- (2) 前項の規定にかかわらず、受託者は、発注者の責任において、発注者及び発注者の承認した団体が成果物を修正又は利用することを認めるものとする。
- (3) 本条における権利または著作権法に基づく利用の許諾等の対価は、個別契約記載の対価に含まれており、当該許諾等に伴って、本契約記載の対価とは別の費用が発注者に発生することはないものとする。
- (4) 必要性や不代替性その他の理由により第三者の利用許諾の元に使用する著作物がある場合には、受注者は見積り時に具体的な使用目的や使用方法等の詳細を明らかにすること。なお、申し出があった場合でも、第三者の著作権の使用を許諾するかどうかは発注者の裁量による。
- (5) 受注者は発注者に対し、当該成果物が第三者の特許権、著作権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害しないことを保証すること。

7. その他

- (1) 本委託仕様書に記載のない内容については、委託契約約款に基づくものとする。
- (2) 業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。
- (3) 業務全体を統括する統括責任者及び管理者を選任し、神戸市及び神戸観光局と密に連携が取れる体制をとること。
- (4) 本委託仕様書に疑義が生じた場合は、神戸市職員及び神戸観光局職員と十分に協議すること。
- (5) 本委託業務の成果品の運用・保守業務については、本業務受託者に別途委託契約予定である。